



ノウゼンカズラ

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

7月 (文月) JULY

17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント たばこ税の引き上げ

たばこの税率が、7月1日から引上げられます。たばこ税は国税と地方税に分かれていて、たばこ1千本につき従前の7,072円から7,924円(国税3,552円+地方税4,372円)になります。地方税分はさらに都道府県と市町村に分かれており、地元で買えば、地元の税収に寄与する制度になっています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告 (100人以上の事業場) 7月18日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

どんどん 政策

にとり入れられていく 中小企業の会計に 関する指針

「中小企業の会計に関する指針」をご存じでしょうか。中小企業庁の主導のもと、税理士や公認会計士などの団体が、中小企業が行う望ましい会計処理を示したもので、この指針の採用を促進するための政策を、国はどんどん取り入れていきます。

税理士会等が作成

「中小企業の会計に関する指針」とは、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の四団体が、望ましい会計処理を示したものです。

中小企業の会計処理については、従来、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成十四年六月）、日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」（平成十四年十二月）、日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（平成十五年六月）の三つの報告等が存在することから利用者に少なからず混乱が

生じ、それらを統合すべきであるとの指摘が多方面から寄せられていました。

一方、会社法（平成十七年六月二十九日成立）において、取締役・執行役と共同して計算書類を作成することを職務とする「会計参与」制度が導入されたことから、同制度の適正な運用を図るため、会計参与が拠るべき統一的な会計処理の指針を作成することが期待されました。

そうした指摘等を踏まえ、十七年三月に関係四団体が主体となり、学識経験者並びに中小企業庁、財務省及び金融庁の参加を得て、「中小企業の会計の統合に向けた検討委員会」を設置し、上記三つの報告書等の統合に向けた検討作業を開始し、その後同年六月に、一応

の検討結果を公開草案として公表し、広く各界から寄せられたコメントを分析、検討した上で、八月、「中小企業の会計に関する指針」を確定しました。

統一指針作成を進めた 会計参与制度の導入

会計参与制度の導入は統一指針の作成を一気に押し進めました。今般の会社法第四三一条にも、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとしています。

今までは、会計監査が義務付けられているような大会社だけがこれに準拠してきましたが、会社法第四三一条によりすべての株式会

社が準拠すべきとなりました。そこで中小企業には、会計基準に準拠するための手当てとしてこの指針が出てきました。

融資の利率や信用保証協会の 保証料率に影響

このような、動きに呼応して金融機関の側でも会計の水準が一定のレベルに達している中小企業に対しては、インセンティブを付与していこうという動きが広がってきました。

「中小企業の会計」を採用している企業に対しては、融資の際の利率を引き下げるといふもので、日本税理士会連合会制定の「中小会社会計基準適用に関するチェッ



ク・リスト」などの提出を要件に実施しています。

また、信用保証協会の保証料率の割引制度もあります。たとえば、東京信用保証協会では、「会計処理による割引」（会社に限る）を実施しています。

中小企業も大企業も同じ 会計基準を適用

中小企業であっても、大企業であつても同じ会計基準が適用されるべきという考え方に立つて本指針は作られています。これは世の中の流れですので、是非関心をもつて下さい。

参考までに本指針の基本的な考え方がわかる部分を抜粋しますの理解の一助にして下さい。

指針の目的

本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。また、平成十八年度内の施行を

目途として立法作業が行われている会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与と制度」の導入が予定されている。

本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たつて拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保つたものとする。

もつとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することも、当然に認められる。

会計基準とその限定的な適用

中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。

投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴つて、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。

その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、会社の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。

しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。ここでは、配当制限や課税所得の計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。

また、中小企業においては、会計情報を適時・正確に作成することに、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きく考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理のあり方を示している。

法人税法で定める処理を 会計処理として適用できる場合

法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合である。

(1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められるとき

(2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠つた場合と重要な差異がないと見込まれるとき

本指針の記載範囲

中小企業が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理を網羅的に示すことは、およそ不可能である。そのため、本指針では、特に中小企業において必要と考えられるものについて、重点的に言及している。

したがって、実際の適用に際し、本指針に記載のない項目の会計処理を行うに当たつては、「本指針の作成に当たつての方針」に示された考え方に基づくことが求められる。

新規ビジネスの法的裏付 「ノーアクションレター制度」

新会社法の施行で株式会社がいよいよ簡単に作れるようになりました。

ただ起こした会社がうまくいかどうかとなると、別の話となります。現在さまざまな分野で規制緩和が進められていますが、その一方で新たな制限を課した法律が生まれているからです。

特に最近では環境や知的所有権、プライバシー等に留意しておかないと、訴訟などで足をすくわれかねません。とりわけ起業時や新規事業を展開するにあたっては、先行する企業の権利とぶつからないよう細心の注意が必要になってきます。

こうした起業家や新規事業を考える経営者のためにあるのが「日本版ノーアクションレター制度」です。これは何か行為を起こそうとする時、訴訟などの法的なアクションを起こす可能性がない(＝ノーアクション)こと

を書面(レター)で通知するもので、「行政機関による法令適用事前確認手続」と呼ばれています。

企業が新たに事業を展開しようとした際、所管官庁に問い合わせるとその事業プランが違法とみなされるかどうかについて調べ、その可否を原則30日以内に書面又は電子メールで回答してくれるという便利な制度。各省庁の回答には法的な拘束力はありませんが、仮にその回答を遵守して不利益を被った場合は訴訟を起こすことは可能です。

制度は平成13年から導入されていますが、意外と利用されていないようで、今のところ年間20～30件程度しか照会されていません。これはおそらく各省庁のホームページから誰でも事例が閲覧できるようになっているため、アイデアの盗用を懸念する事業者が問い合わせを避けているためと思われます。ただ、ここにきて非公開に向けた改善策が討議されはじめていますので、今後は利用者が増えてくるでしょう。

語学ビジネス

今年の大学センター試験では初めて英語のヒアリング試験が行われました。一部ヒアリング機器に不具合があり、問題となったようですが、今後、より「使える」英語力を国全体に根付かせる動きが求められることは確かでしょう。

こうした実質的なニーズを受け、かつての検定試験の雄、英検もケンブリッジ大学と手を組んでビジネス英語検定を新設、また簿記で有名な日本商工会議所もビジネス英語検定を設けています。かたやビジネス英語のTOEICも、今年5月からヒアリング力を重視した試験内容に変更されています。

こうした語学検定の市場は2004年時点で170億円と、なかなかの市場規模。語学学校も伸びています。国の職業給付金支援制度が2003年5月で切れたこともあり、落ち込みが見られたものの、語学学校市場は2004年時点で3,600億円とかなりの市場規模を誇っています。流ちょうに話し、読み書きできるようになりたい人は確実に増え続けています。

中小企業倒産防止共済制度

近年の不況によって、中小企業の場合には取引先の倒産によって自らも倒産の止むなきに至る、いわゆる連鎖倒産が多く見られます。中小企業倒産防止共済制度は、こうした中小企業の連鎖倒産を防止する目的で設けられたものです。制度の内容は、加入者が毎月一定の掛金を積み立てておくと、取引先企業が倒産したとき積み立てた掛金総額の十倍の範囲内で被

害額相当の共済金の貸付が受けられます。この制度は独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しており、銀行や商工会議所等で加入・貸付等の手続きを行っています。掛金月額は五千円から八万円までの五千円きざみです。貸付額は三、二〇〇万円を限度とし、無利子・無担保・無保証人・償還期間五年以内となっています。